生活する環境を整える

より安全な生活が送れるように住宅改修を行う

要介護1~5 要支援1・2

居宅介護住宅改修（介護予防住宅改修）

生活環境を整えるための小規模な住宅改修を行ったときは、費用の9割が支給されます。要介護区分に関係なく20万円が上限です。自己負担は1割なので、20万円の住宅改修を行ったときの自己負担は2万円です。（18万円が支給されます。）

●工事を検討する際に保険給付の対象となるかどうかを、ケアマネジャーか介護保険課に相談しましょう

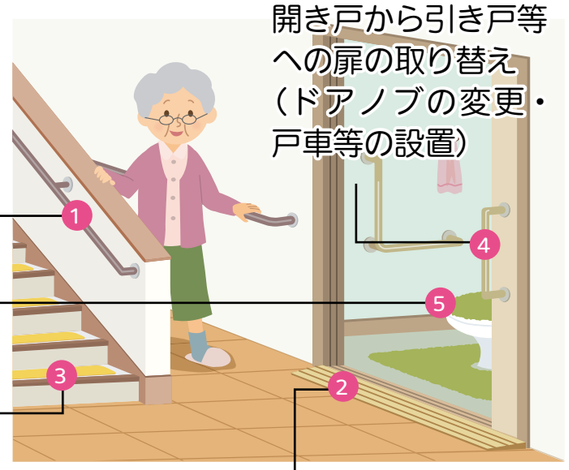

◎介護保険の対象となる工事

1. 手すりの取り付け
2. 段差・傾斜の解消
3. 滑りにくい床材・移動しやすい床材への変更
4. 開き戸から引き戸等への扉の取り替え（扉の撤去を含む）
5. 和式から洋式への便器の取り替え
6. その他これらの各工事に付帯して必要な工事

※屋外部分の改修工事も給付の対象となる場合があります

利用限度額／20万円まで（原則1回限り）

※1回の改修で20万円を使い切らずに、数回に分けて使うこともできます

※引っ越しをした場合や要介護度が著しく高くなった場合、再度支給を受けることができます

※本人や家族などが住宅改修を行ったときには、材料の購入費が対象となります

費用の支払いについては次の方法があります。

①償　還　払…費用の全額を事業者へ一旦支払い、後から9割分が長崎市より利用者へ支給されます。**施工前と施工後に申請が必要です。**

②受領委任払…費用の1割分を事業者へ支払い、9割分を長崎市より事業者へ直接支払います。**施工前と施工後に申請が必要です。長崎市へ登録している事業所に限ります。**

申請方法

施工前に必ず事前申請（償還払、受領委任払）を行い、確認を受けてください。

事前申請の確認を受ける前に施工を行った場合は、住宅改修費の支給対象となりませんのでご注意ください。

＊申請書類等についての詳細は、介護保険課にお問い合わせください。

施工前

①要介護（要支援）認定を受ける

●他の介護サービス同様、要介護認定が必要です。

②ケアマネジャーを決める

●家屋や本人状態から、「**住宅改修にかかる理由書**」が作成されます。

③施工業者を決める

●受領委任払は、住宅改修給付券取扱事業者に限定されます。
●償還払の施工業者に、限定はありません。
●複数の業者から見積書を取り、比較することをお勧めします。

④事前申請を行う

●申請書に以下の書類を添付して申請します。（郵送可）
「住宅改修にかかる理由書」
「見積明細書」
「施工箇所を図示した図面」
「施工箇所の写真」
「施工承諾書（家屋や土地が本人所有でない場合）」

⑤事前申請の確認を受ける

●償還払の場合は、「支給申請書の写し」または「事前確認証」、受領委任払の場合は「住宅改修給付券」が交付されます。

施工

⑥住宅改修を行う

●⑤で交付を受けた書類を確認してから施工します。

施工後

⑦事後申請を行う

●⑤で交付を受けた書類に、以下の書類を添付して申請します。
「請求明細書」
「工事後の写真」
「領収書（窓口で確認し、写しを取って返却します。）」
「委任状（受領委任払または本人名以外の口座に振り込む場合）」

⑧住宅改修費の支給を受ける